

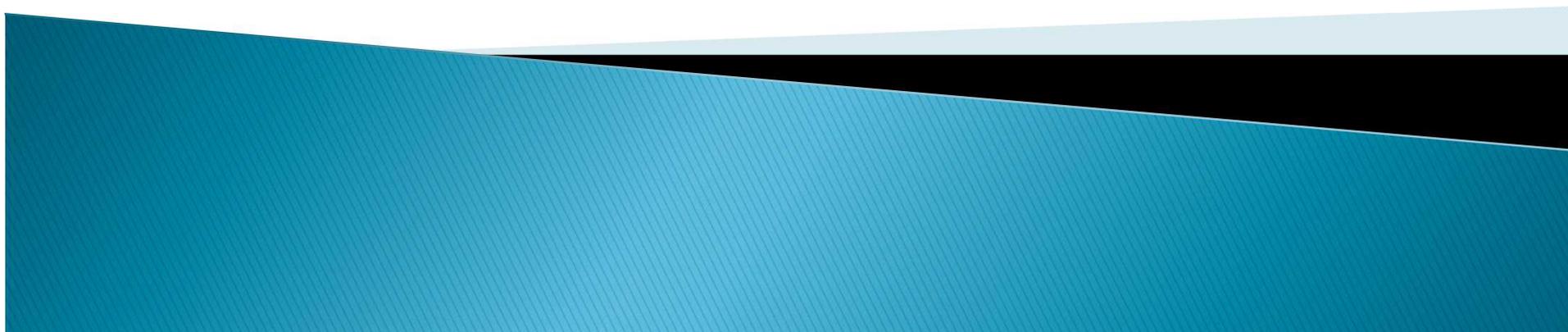
# 分析・検索サービスがフェアユースとされた米国裁判例

2016年10月18日  
弁護士 石新智規

# はじめに

- 1 フェアユース判例法
  - Campbell判決後の変容的利用法理の定着
- 2 分析サービス・検索サービスがフェアユースとされた事例
  - Perfect 10 v. Amazon (2007)
  - Vanderhye v. iParadigms (2009)
  - The Authors Guild, Inc., et al., v. Hathitrust, et al. (2012/2013)
  - The Authors Guild, Inc., et al., v. Google, Inc. (2013/2015)
  - Fox News Network, LLC v. TV Eyes, INC (2014/2015)
- 3 正当化を支える事情
  - サービスの目的が原著作物とは大きく異なること(分析・検索目的)
  - 原著作物の利用との代替性の有無
  - 著作権者の権利侵害の軽微性(競合するライセンスが存在する場合)

# フェアユースの判例法



# 著作権法107条

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究又は調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース（コピー又はレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的及び性質（使用が営利性を有するか又は非営利的教育目的を有するか、を含む）
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量と実質性
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場又は価値に対する使用の影響

上記全ての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

# 考慮要素

第1要素 使用の目的および性質

商業／非商業、非営利の教育目的、「変容的」／非「変容的」

第2要素 著作物の性質

ノンフィクション／フィクション、発表済／未発表

第3要素 使用された部分の量および重要性

全体／一部 表現の核心的部分／周縁的部分か

第4要素 著作物の潜在的市場又は価値に対する当該使用の影響

# 総合考量

- 被告の利用態様を4要素(ただし、4要素以外も考慮できる)に照らして評価する。
  - 総合考量の結果、フェアユースと認められた場合、当該使用が著作権侵害とならない(フェアユース抗弁)。
- 第1ないし第4要素をどのように考量されるのか、条文上の手がかりがない。
  - 要素の間の軽重が法文上は不明。
  - 「不明確」・「予測不可能」との批判
- Campbell v. Acuff Rose 事件(1994)連邦最高裁判決が指導的判決

## Campbell v. Acuff Rose (1994)

- フェアユース評価の鍵は、被告の利用が著作物の“Transformative” (変容的)な利用と評価できるか否か。
- 変容的な利用か否かの評価は、新しい作品が単に原著作物に「取って代わる」(supersede/supplant)ものかどうか、又は、新しい作品が、「新たな目的又は異なる性質を持った何か新しいものを付加し、新しい表現、意味、又はメッセージによって原著作物を変容させるものか、換言すれば、新しい作品が『変容的』であるか否かとその変容の程度を問うもの。
- 原著作物とは「異なる表現上の目的」を持つ利用であればあるほど、他の要素、例えば被告の行為の営利性といったフェアユースに否定的に働く要素の評価の比重が低下する。

# 変容的利用パラダイムの定着

2005年以降における変容的利用パラダイムの定着は非常に顕著  
分析・検索サービスがフェアユースと評価される動向も定着しつつある。

- 1 Bill Graham Arch. v. Dorling Kindersley (2006)
- 2 Blanch v. Koons ( 2006)
- 3 Perfect 10 v. Amazon (2007)
- 4 Warner Brothers v. RDR Books A.V (2008)
- 5 Vanderhye v. iParadigms (2009)
- 6 The Authors Guild, Inc., et al., v. Hathitrust,et al.(2012/2013)
- 7 The Authors Guild, Inc., et al., v. Google, Inc.(2013)
- 8 Fox News Network, LLC v. TV Eyes, INC (2014)
- 9 The Authors Guild, Inc., et al., v. Google, Inc. (2015)

## A.V. Vanderhye vs iParadigms (2009年 第4巡回区控訴審)

iParadigms社(被告)が高校生のレポートの剽窃を探知するためのデータベースサービス(Turnitin Plagiarism Detection Service)を高校や大学に提供。

被告サービスを利用することにより、高校や大学の教師は、提出された生徒のレポートがオリジナルか、他の生徒のレポートやインターネット上の雑誌や定期刊行物の複製でないかを検証することができる。

生徒らがレポートの著作権侵害を主張して同社を提訴。

# A.V. Vanderhye vs iParadigms (2009年 第4巡回区控訴審)

(判旨)

結論:被告サービスにおいて無許諾でレポートの複製を作り、データベースの一部とすることはフェアユースであると判断

## 第1要素(目的)

### ①原著作物の表現目的

教師から出された課題に対する自らの回答を提出すること

### ②被告の表現目的

剽窃を防止し、生徒のレポートが剽窃物でないようにすること

※アーカイブするプロセスにおいて何も作品に対して加えられず、デジタル複製されたままであり、変容されていないとの原告主張に対して、**原著作物が変形されず、そのまま利用されていても、機能又は利用目的が変化していれば**変容性を肯定できる、と判断。

# A.V. Vanderhye vs iParadigms (2009年・第4巡回区控訴審)

## 第2要素(著作物の性質)

未公表の著作物であり、公表権を侵害するものであるとの主張に対しては、被告のアーカイブプロセスでは被告従業員を含め、誰も著作物の内容を検証(review)しないし、第三者に対して頒布又は公表することもない。

## 第3要素(量)

- ・全文複製は、本来、否定に働くが、被告サービスにおいて剽窃探知をするという目的達成のために全文複製することは合理的に必要とされるものであり、かつ、被告サービスの利用はその目的と範囲に限定されているため、フェアユースに否定的とは評価できない。
- ・外部に対する公表はない。

## 第4要素(市場への影響)

- ・原著作物の「市場」は、他の学生に対してレポートを販売する市場
- ・被告のデータベースは市場において原告著作物の代替物としては機能しない。
- ・原著作物が剽窃検知のDBに含まれているため、剽窃するために購入しようとする者が減少する可能性はあるが、そうしたマーケットへの影響は著作権法が保護するものではない。

# Authors Guild, Inc., et al., v. Google, Inc. (2013/2015 NY南部連邦地裁第2巡回区控訴審)

Googleが2004年に開始したプロジェクト。

Googleは、プロジェクトに参加する図書館の所蔵2000万冊以上の書籍を新たに開発したスキャン技術を用いてスキャニングし、機械可読テキストを取り出し各書籍のインデックスを作る。

このプロセスは、Googleが自社の機密情報を保護するために用いているのと同様のセキュリティ技術によって保護されている。

図書館は、スキャンされた所蔵書籍(デジタルデータ)をダウンロードすることができる(→HathiTrust)

Googleは、そのデータを元に書籍検索サービスを提供(Google Books)

# Google Books

- ▶ Googleは、一つ一つのスキャンを分析して、スキャンした書籍全てのインデックスを作成。
- ▶ インデックスは、書籍に出てくる単語またはフレーズとそれらの単語やフレーズが含まれる、当該書籍中の全ての箇所を結びつける。
- ▶ このインデックスにより、ある特定の単語やフレーズの検索した結果、それらを含んだ最も関係のある箇所が結果としてリターンされる。
- ▶ 書籍全部がデジタル化されているので、ユーザーは、全文検索が可能となっている。さらに、データマイニング・テキストマイニングにも利用できる。

# Google Books

- Googleは、検索された単語が現れる書籍のリストを表示する。ユーザーはそのリンクをクリックすると、「About the Book」という当該書籍に関する情報を提供するページに飛ぶことができる。
- この情報ページは、当該書籍の販売先または所蔵先へのリンクを含んでいる。但し、当該ページには広告は表示されない。
- 検索に対してGoogleは関係箇所をスニペット(一部)表示する。
- スニペットは、1ページを8等分したもので(例えば1ページ24行の書籍なら、3行が一つのスニペット)、一度の検索で三つのスニペットが表示される。検索条件を変更することで異なるスニペットが表示されるので、結果として3つ以上のスニペットをユーザーは見る事ができる。条件を変えることで、ユーザーは一冊の書籍の中の様々なスニペットを見ることができる。

# Google Books

- ▶ Googleは、スニペット表示機能を使って、ユーザーが書籍全体を見ることができないようにセキュリティを施している。
- ▶ 同じ単語の検索で違うスニペットを表示することができないし、スニペットの位置は固定され、検索された単語の前後にスライドさせられない。
- ▶ スニペットとして表示されない箇所(書籍全体の少なくとも10分の1)が存在する。スニペット表示をつなぎあわようと努力しても、一ページごとに一つのスニペットまたは全書籍の10%は表示されない。
- ▶ 辞書・料理本・俳句・詩の書籍などについては、スニペット表示されない。
- ▶ 権利者からのオンラインでの申し出によって表示しない(オプトアウト)。

## 第1要素(利用の目的と性質)

- ▶ Googleは、書籍をデジタル化し、表現された文章を包括的な単語インデックスへと変容し、読者、学者、研究者その他の者が書籍を発見することを手助けしている。図書館、図書館員、引用の確認をする者にとって重要なツールとなっている。
- ▶ Google Booksは、単語を異なる目的に用いている、幅広い書籍の選択にユーザーを向ける指針として機能させるためにスニペットを利用。
- ▶ Google Books は、データマイニング、テキストマイニング等の研究のためのデータに書籍のテキストを変容させ、それによって新たな研究領域を生んだ。

## 第1要素(利用の目的と性質)

- ▶ スニペット表示は、書籍が検索者が関心を有している対象に含まれているかどうかを判断するのに非常に有益な機能を果たしており、その機能・目的は非常に変容的なもの。
- ▶ 第1要素は、フェアユースに肯定的なもの(但し、スニペット表示が原著作物と競合する代替物を提供するような形態でなされていないという条件)
- ▶ 本件ではスニペット表示の様々な制限によって、スニペットが原著作物の代替しないものであるということがフェアユースにとって非常に重要な意味を持った(第3要素、第4要素とのバランス)。

## 第2要素(著作物の性質)

- ▶ Google Booksの対象の大多数がノンフィクションであり、対象となる書籍はすでに出版されて一般に入手可能なものであることから、原審は、第2要素はフェアユースに肯定的なものと評価。
- ▶ 控訴審は、第2要素を単独で評価することに消極的であり、第1要素、第4要素の判断において変容的利用と評価される限り、第2要素はフェアユースに否定的に評価されないと判断。

## 第3要素(利用された部分の量と実質性)

- ▶ 全体の複製が変容利用目的の達成に合理的に必要であり、サービスが原著作物の代替物を提供するような形を取らない限り、仮に全部が複製されているとしても、第3要素はフェアユースに否定的なものとならない。
- ▶ Google Booksのアーカイブで一部がかけてしまえば検索の信頼性が揺らぐので、全部複製が必要であること、デジタル複製物が公衆に提供されるものでもないことから、検索機能との関係では第3要素はフェアユースに否定的なものとならない。
- ▶ スニペット表示についても、Googleが課した制限(1つの書籍の22%は検索表記される対象に含まれていない)などから、スニペットが原著作物の代替として機能しないので、スニペット表記との関係においても、第3要素はフェアユースに否定的なものとならない。

## 第4要素(潜在的市場又は価値への影響)

- ▶ 二次的な利用が原著作物と市場で競合する代替物として機能するものかどうかの評価の鍵。
- ▶ スニペット表示の厳格な制限を前提として、原著作物の代替物を提供するものではなく、第4要素もフェアユースに否定的な評価とならない。
- ▶ 二次的著作物を作成する権利の侵害による損失については、著作権者は、著作物の情報を提供する独占的権利を有するものでないと退ける。
- ▶ セキュリティが破られてデジタル複製物が広く頒布する潜在的損失について、理論としては理解を示しつつも、Google のセキュリティ技術ではそのような損失リスクは認められないと判断。

# Fox News Network vs TV Eyes, INC (2014 ニューヨーク南部連邦地裁)

メディアモニタリングサービス提供事業者TVEyes, Inc.は、1日24時間、週7日、1400以上のテレビ・ラジオ局のコンテンツを全部複製し、利用者に対して、キーワード検索や日時検索に基づき、放送内容の文字情報、短いビデオクリップ等を提供している。

FOX News Networkは、著作権侵害であるとしてサービスの差止めを求めて提訴(以下、詳細は別紙をご参照下さい)。

# Fox News Network vs TV Eyes, INC (2014 ニューヨーク南部連邦地裁)

(判旨)一定の範囲でフェアユースを肯定

第1要素(目的)

検索可能な壮大なデータベースを構築するという目的の変容を強調

第2要素(性質)

本件はどちらとも言えない

第3要素(量)

ニュース全てを複製。原告自身を含め、その他誰も提供していない全てのニュースクリップを含む信頼度の高いサービスを提供するという変容的な利用目的に照らし、全ての複製を行うことは必要であり、一日24時間／週7日、全て複製しなければ、そのサービスの価値が棄損される。

# Fox News Network vs TV Eyes, INC (2014 ニューヨーク南部連邦地裁)

## 第4要素(市場への影響)

- 変容的な利用によって生じる損害は第4要素で生じる損害ではなく、原著作物を代替する利用による損害のみが第4要素で否定的に評価される損害であるとする。
- クリップの再生状況等の証拠に照らし、視聴者が原告のニュース番組を視聴せず、被告サービスを利用してしまい収益が下がるとともに、番組の視聴率も低下するなど原告が主張する点について、そのような事実は存在せず、そのような損害は推定にすぎないとした。
- FOXのビデオクリップサービスと一部競合する点について、仮にそのような影響があったとしても、サービスの公共性が上回るとした。

# Fox News Network vs TV Eyes, INC

## (2014 ニューヨーク南部連邦地裁)

- ニューヨーク連邦地裁は、変容的利用法理に基づき、検索を可能にするために報道番組を複製すること、ビデオクリップを利用者に視聴させることをフェアユースと判断したが、その他の機能については、証拠が不十分であるとして判断を留保。
- 2015年8月25日、留保していた他のサービスに関し、アーカイブ化することはフェアユースと認めたが、ダウンロード機能や日時で検索できる機能などについて、FOXのサービス市場に影響があるとともに、TVEyesのサービス目的に不可欠のものでもないとして、フェアユースではないと判断した。

# サービス正当化事由

- サービスが目的とする検索・分析は、著作物の本来の利用形態(享受する方法)を代替するものではなく、著作権者に経済的な損害がないと評価される。原著作物の享受以外の目的である場合に変容目的が肯定される傾向が強い。
  - 盗作探知の比較を行うためにアーカイブを作る。
  - 書籍検索を可能にするためにアーカイブを作る。
  - 放送番組の検索を可能にするためにアーカイブを作る。
- サービスの公共性が正当化事由として強く影響する。
  - Googleの検索サービス
  - 変容性が強いと、その利用について一定の競合可能性があっても、フェアユースに傾く(TVEyes)

# サービス正当化事由

- 変容目的があるとしても、第4要素における著作者の市場に対する影響は慎重に評価される。
  - 新たなサービスが著作権者の著作物を代替するものかどうかは慎重に検証される(i.e., Google Booksにおけるスニペット表示に対する数多くの制限、TVEyes事件でのダウンロード機能/日時検索機能に関する判断)
  - 代替性の評価において、「受け手の側で享受利用も可能」といえる部分がどの程度あるかが重要な意味を持ち、サービスの前提としてアーカイブされる全文複製は目的達成に必要と評価される。
- 変容目的によって著作物が利用される市場については著作権者が独占的な権利を有するものではないと明言する裁判例(Bill Graham Arch. vs. Dorling Kindersley)も存在するが、変容的利用論への批判を意識しているのか、第1要素で変容性を肯定しても、第4要素(市場への影響)の評価において、新サービスが原著作物の代替物を提供するものではないかが証拠に基づき慎重に検証されている。

# サービス正当化事由

- もっとも、第4要素の評価において、権利者に与える害悪の立証が非常に困難であることも事実。TVEyes事件では、クリップ提供サービスへの影響が仮にあるとしても軽微と評価されたように、変容目的利用と同種のサービスを権利者が行っているとしても、その影響が小さく評価されることを伺わせる。
  - 権利者による著作物の本来的用法ではない領域における著作権者の損失をどう見るか。
- 他方、サービスによって得られる公共の利益は、サービス前には得られない(原権利者も提供していなかった)ものとして高く評価される傾向があるため、権利者にとって第4要素が非常に高いハードルになる。データベースの構築・検索可能化という点については、Google Books以降、ライセンスが不要であることで固まりつつある印象。

ご清聴いただき、ありがとうございました。